

サ・1・1 (有効・保存期間：令和17年3月末)

一般（運免）第114号

令和7年3月21日

関係所属長 殿

交 通 部 長

運転免許の取得年月日に関する照会回答要領の制定について（通達）

運転免許の取得年月日に関する照会回答要領を別添のとおり定めたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、「運転免許の取得年月日に関する照会回答要領の制定について」（令和6年3月19日付け一般（運免）第60号）は、本通達の施行をもって無効とする。

（担当）運転免許課 企画調整官（企画担当）

別添

運転免許の取得年月日に関する照会回答要領

1 趣旨

運転免許の種類によっては、免許を受けた（取得した）日（以下「取得年月日」という。）が、運転免許証（以下「免許証」という。）に記載されている免許の年月日からは読み取ることができない場合があること、また、免許情報記録個人番号カード（以下「マイナ免許証」という。）の券面には免許の年月日が記載されていないことから、取得年月日についての照会及び回答の方法等に関し、必要な事項を定めるものである。

2 取得年月日の照会申請

- (1) 取得年月日について照会申請を行う者（以下「申請者」という。）は、免許を受けている本人のみとし、申請時に免許証又はマイナ免許証を提示させて顔貌を確認すること。
- (2) 申請者は、別紙「取得年月日照会申請書」（以下「申請書」という。）に必要事項を記載し、交通部運転免許課（以下「運転免許課」という。）又は警察署の取扱窓口に提出するものとする。電話等の申請書以外による照会申請には応じないこと。
- (3) 照会申請の受付時間は、運転免許課にあっては、平日及び日曜日の午前10時から午前11時30分まで及び午後2時から午後4時までとし、警察署にあっては、平日の午前9時から午後4時30分までとする。
- (4) 免許の取得状況等により、取得年月日の回答ができない場合があることについて、申請書にその旨を表記することにより、本人の了承を得たものとする。また、本人から電話による照会申請があったときは、その旨を説明するとともに、必要とする取得年月日について一旦照会し、回答が可能な場合のみ、取扱窓口で申請するよう案内すること。

3 取得年月日の照会

照会申請を取り扱う者は、警察共通基盤システムの運転者管理等業務から、次により取得年月日を照会すること。

- (1) 申請者がマイナ免許証のみを保有し、申請書に免許情報記録番号の記載がない場合 氏名、生年月日及び性別による、申請者の免許照会を実施する。
- (2) 前項以外の場合 免許証番号又は免許情報記録番号による、申請者の免許照会を実施する。

4 照会結果の回答

照会結果の回答は、申請者に対して口頭で行うものとし、その際、申請書の申請者回答確認欄に申請者の署名を受けること。

なお、書面交付等、口頭以外による回答は行わないこと。

5 申請書の保管

申請書は、受理所属において、公文書管理基準表に基づき、保管すること。

運転免許取得年月日 照会申請書

運 転 免 許 課 長
警 察 署 長 殿

私が保有している運転免許の取得年月日について、次のとおり照会申請します。
なお、運転免許の取得状況によっては、回答を受けられないことがある旨についても了承します。

申 請 日	年 月 日
氏 名	
住 所	
電 話 番 号	
免 許 証 番 号 又 は 免許情報記録番号	<table border="1" style="width: 100px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></table> <p>※ 番号がわからない方は、生年月日と性別を記入してください。</p> <p>(年 月 日 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女)</p>
照 会 申 請 免 種	

※ 太枠の中を記入してください。□は、該当するものにチェック（✓）してください。

申 請 者 回 答 確 認 欄

私は、照会を申請した運転免許の取得年月日の回答を受けました。

氏 名

處理欄

運転免許課 警察署	取扱者	係	氏名
--------------	-----	---	----